

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月
遠賀町	虫生津	令和3年3月16日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	49.7	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.5	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5.7	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.3	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.4	ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.0	ha
(備考)		

2 対象地区の課題

絶対的に農業者が少ない。 不整形な農地も多いため、営農条件が悪い。 土地持ち非農家が多く、将来的に農地を手放したいという地権者が多い。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

後継者がいる中心経営体があり、その後継者へ農地を預けていく。
10年程度は、現在の中心経営体に規模を維持してもらい、将来的には営農組織や法人化等を検討していく。
水管理等の問題から、入り作はできれば避けたいが、いずれは外部農家の受け入れを検討していく必要がある。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農家A	水稲・麦・大豆	9.1 ha	水稲・麦・大豆	12.2 ha	虫生津
認農	農家B	水稲・麦・大豆	13.4 ha	水稲・麦・大豆	13.4 ha	虫生津
認農	農家C	水稲・麦・大豆	7.4 ha	水稲・麦・大豆	13.3 ha	木守・虫生津
			ha		ha	
計	3経営体		29.9 ha		38.9 ha	

注1:「属性」欄について

「認農」…個人の認定農業者 「認農法」…法人の認定農業者 「認就」…認定新規就農者

「集」…法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織

「到達」…基本構想水準到達者

注2:「今後の農地の引受けの意向」…現状からおおむね5年から10年後の意向

注3:「経営面積」…プランの対象地区内における中心経営体の経営面積

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

基盤整備への取組方針

まずは、耕作者を選定し、意向に沿って、その農地利用効率化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

鳥獣被害防止対策と取組方針

現在、補助制度等を活用しながら、侵入防止柵等の設置などの対策を実施している。しかし、依然被害は大きいため、引き続き対策を実施する。